

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第8条第1項の指定を更新するとき 1件につき3,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が施行され、指定給水装置工事事業者の指定に関し更新制が導入されることに伴い、当該更新に係る手数料について定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。